

四日市市歯科医療センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第30号

四日市市歯科医療センター条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市歯科医療センター条例施行規則（平成8年四日市市規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(診療日及び診療時間)</p> <p>第2条 四日市市歯科医療センター（以下「センター」という。）の<u>条例第7条第2項第1号の規定で定める障害者に対する歯科診療の日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。</u></p> <p>(1) <u>火曜日 火曜日のうち市長が月ごとに定める日</u></p> <p>(2) <u>木曜日 木曜日のうち市長が月ごとに定める日</u></p>	<p>(診療日及び診療時間)</p> <p>第2条 四日市市歯科医療センター（以下「センター」という。）の<u>診療日及び診療時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、診療日を変更し、臨時に休診し、又は診療時間を延長し、若しくは短縮することができる。</u></p> <p>(1) <u>障害者に対する歯科診療 火曜日及び木曜日の午後1時30分から午後4時30分まで並びに日曜日のうち市長が別に定める日の午前9時30分から午後0時30分まで。ただし、これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるとき及び12月28日から翌年1月3日までの間は除く。</u></p> <p>(2) <u>市長が特に必要と認めた日 市長が各年度において診療を行う日として告示した日の午前9時から午前1</u></p>

1時30分まで

(3) 日曜日 日曜日のうち市長が月ごとに定める日

2 センターの診療時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 火曜日 午後1時30分から午後4時30まで

(2) 木曜日 ア又はイに定める時間
ア 午前9時30分から正午まで
イ 午後1時30分から午後4時30分まで

(3) 日曜日 午前9時30分から午後0時30分まで

(4) 応急歯科診療 午前9時から午前11時30分まで

3 第1項各号の規定による月ごとの診療日は、同項第1号の診療日は毎月2日以上、同項第2号の診療日は前項第2号アの時間区分について毎月3日以上、同号イの時間区分について毎月1日以上、第1項第3号の診療日は毎月2日以上とする。

4 第2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、診療時間を延長し、又は短縮することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 診療に関し必要な手続その他の行為は、前項に規定する日前においても行うことができる。

(健康福祉部保健企画課)